

掛川市規則第15号

掛川市立総合病院規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成23年3月31日

掛川市長

(別紙)

## 掛川市立総合病院規則の一部を改正する規則

掛川市立総合病院規則（平成17年掛川市規則第124号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「副院長」の次に「、医監」を加える。

第4条第3項中「医務局長」を「医監、医務局長」に改め、「、調整監」を削り、同条第4項中「、技監」を削る。

第5条第2項中「、治験管理室、緑茶医療研究センター」及び「、内視鏡外科センター」を削る。

第7条第1項に次の3号を加える。

- (11) 治験等における管理及び支援業務に関すること。
- (12) 治験等を推進するための教育研修及び普及啓発に関すること。
- (13) 治験審査委員会に関すること。

第10条及び第10条の2を次のように改める。

（睡眠医療センターの分掌事務）

第10条 睡眠医療センターの分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 睡眠医療の推進に関すること。

（健康安心サロン室の分掌事務）

第10条の2 健康安心サロン室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 人間ドックに関すること。
- (2) 健康診断及び健康相談に関すること。
- (3) 健康安心サロン運営委員会に関すること。
- (4) その他病気予防に関すること。

第10条の3から第10条の5までを削る。

第11条第2項第2号ウ及び同項第4号エを削る。

## 附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。